

浦安市ホームページ QR コード



最新の  
日中一時支援実施事業所は、  
ホームページ掲載の  
一覧でご確認いただくことができます。

# 浦安市 日中一時支援事業ガイドライン

## 目次

1. 内容	2
2. 利用対象者	2
3. サービス利用までの流れ	2
4. 利用者負担額	2
5. 利用に関するQ&A	3

令和4年1月

浦安市 福祉部 障がい福祉課

## 1. 内容

障がいのある方または障がいのある児童の日中の活動の場を確保するとともに、日常的に介護している家族の就労支援や一時的な休息を促すことを目的としている事業です。

## 2. 利用対象者

本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されている次のいずれかの方を対象とします。

- ① 身体障害者手帳をお持ちの方
- ② 療育手帳をお持ちの方又は知的障がいがあると判定されている方
- ③ 精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方又は精神障がいがあると診断されている方
- ④ 障害者総合支援法対象の指定難病がある方

## 3. サービス利用までの流れ

- ① 障がい福祉課へ申請、必要に応じて聞き取り調査の実施
- ② 決定通知・利用者証の交付
- ③ 市の指定を受けている事業所の中から事業所を選び、契約を結ぶ(事業所に利用者証提示してください)
- ④ サービス利用開始

※支給決定期間は4月～翌年3月までの1年度単位ですので、毎年度申請手続きが必要となります。

## 4. 利用者負担額

原則として、サービス料の1割が利用者負担となります。基準単価は次のとおりです。

区分	市民税非課税世帯の方	市民税課税世帯の方
障がい支援区分1・2 障がい児支援区分1	無料	1時間あたり 162円
障がい支援区分3・4 障がい児支援区分2	無料	1時間あたり 182円
障がい支援区分5・6 障がい児支援区分3	無料	1時間あたり 202円
送迎サービス	無料	片道50円

＜指定短期入所（ショートステイ）事業所の日中一時支援事業を利用された場合＞  
 ※対象事業所…八幡学園、やまぶき園、もくせい園

区分	市民税非課税世帯の方	市民税課税世帯の方
障がい支援区分 1・2 障がい児支援区分 1	無料	1時間あたり 48円
障がい支援区分 3・4 障がい児支援区分 2	無料	1時間あたり 68円
障がい支援区分 5・6 障がい児支援区分 3	無料	1時間あたり 88円
送迎サービス	無料	片道 50円

※1 市民税課税世帯で、障がい福祉サービスと地域生活支援事業を併せて1か月あたりの利用者負担額が18,600円を超えた場合は後日還付されます。

※2 利用者負担額算定の「世帯の範囲」については、障がい児（18歳未満）の場合は保護者の属する住民基本台帳での世帯、障がい者（18歳以上）の場合は障がい者本人のみとなります。

## 5. 利用に関するQ&A

Q：サービスを受ける時間が1時間以内でも利用できますか？

A：1時間以内でも利用できます。ただし30分以上サービスを利用した場合は、利用料は1時間の額となります。

Q：送迎サービスを利用する場合、その送迎の部分は移動支援を利用しても良いですか？

A：本事業で行う送迎サービスでの利用となります。

Q：児童発達支援や放課後等デイサービスなどの障害児通所支援や総合支援法の日中活動系サービスを利用した後に、日中一時支援事業を利用することは出来ますか？

A：利用可能です。ただし、利用に関しては、児童発達支援・放課後等デイサービスや日中活動系のサービス（以下、「法定サービス」という。）の利用を優先とします。法定サービスは同日に複数事業所の利用は出来ません。同日利用があった場合、安易に一方の事業所を日中一時支援事業の利用に振り替えることは出来ません。利用計画に基づいてのご利用をお願いします。

Q：日中一時支援事業の利用時間中に、移動支援事業等の他の給付事業を利用することは出来ますか？

A：本事業の利用時間中に、他の給付事業を利用することは出来ません。（実施規則第12条）

Q：宿泊を伴う利用は出来ますか？

A：本事業は、「日中における活動の場の提供」を想定していることから、宿泊を伴う利用は出来ません。（実施規則第1条、第2条第4項）

Q：日中一時支援事業で生じた利用者負担金について、市が実施している「一時介護委託料の助成」を受けることは出来ますか？

A：受けることはできません。なお、市では独自助成を行っており、国が定める所得区分「一般（市民税課税世帯）」の方については、障がい福祉サービスと地域生活支援事業（日中一時支援事業・移動支援事業・日常生活用具給付事業等）に総合上限を設けており、1か月あたりの利用者負担額が18,600円を超えた場合は後日還付されます。

ご不明な点や詳細についてはお問い合わせください

### 浦安市福祉部障がい福祉課

〒279-8501 浦安市猫実1-1-1（本庁舎3階）

電話 047-712-6393（直通）

FAX 047-355-1294

Eメール syougai-fukushi@city.urayasu.lg.jp